

1. 件名：「島根原子力発電所2号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(145)」

2. 日時：令和3年2月24日（水）10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、江崎企画調査官、熊谷管理官補佐、  
佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与

中国電力株式会社：山田常務執行役員 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
- ・島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（補足説明）
- ・島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（防波壁周辺斜面に関する補足説明）
- ・島根原子力発電所2号炉 新規制基準適合性に係る審査を踏まえた検討・反映事項について
- ・島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉施設の位置及び一般構造について（参考資料）
- ・島根原子力発電所2号機 コメントリスト（地震・津波関係）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:02	規制庁クマガエです。
0:00:03	これより島根原子力発電所 2 号炉のヒアリングを始めたいと思います。それではよろしく願いいたします。
0:00:11	はい、中国電力のカシマです。まず資料の確認をさせていただきたいと思います。2 月 24 日付の資料としてお出ししてお出しいただいたものですね、今まで 3 種類ございまして一つが、
0:00:26	右肩のEPの 081、耐震重要施設及び重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価、
0:00:35	こちらの本資料が一つと、右肩資料、同じく 081 の補-1 及び補の 2 ということで、こちら 3 点セット地盤の安定性に関する費用としまして、先日の経営者に係るプラント側の審査会合の結果を踏まえた
0:00:54	資料として 1 月 29 日に審査会合でお出しさせていただいたもののリバイス版ということでご提出させていただいております。
0:01:03	引き続きまして、A3 の資料になりますけれども、右肩にPPB-082 ということで、こちら島根原子力発電所 2 号炉新規規制基準適合性に係る審査を踏まえた検討反映事項についてということで、
0:01:18	先週のヒアリングでの個々のコメントも踏まえましてですね、各分野、地盤地震津波火山安定性評価、これこれの審査での検知申請後の検討反映事項取りまとめた資料でございます。
0:01:33	こちらが 1 件と、あと右肩番号EP083。
0:01:38	こちらはし補正書の本文のほうですねこちらの補正案ということで、このオダ視察していただいているものと、あとコメントリストという合計 4 点を 2 月 24 日付ということでお出しさせていただいておりますが、資料の補そろっておりますでしょうか。
0:02:10	規制庁クマガエですけど。
0:02:14	今御提出いただいたものっていうのは、
0:02:17	。
0:02:18	基礎地盤の斜面としてやつまずヒアリングやるということなんですけど、それ以外のものっていうのは、
0:02:25	また
0:02:27	時間があればやるということになると思いますので、まずは地盤安定性のほうの話をさせていただければと思いますので、
0:02:35	あとですね、

0:02:37	基本的に、
0:02:39	参考資料としてお出しいただいた資料については、これあくまでも
0:02:46	御社の設計の考え方をですね、説明いただいている参考資料ということなので、
0:02:53	別にこれが何回か
0:02:57	ですよね、今後の
0:02:59	直接の申請内容とかっていう話じゃないんだと思いますけども、
0:03:03	そういう理解でよろしいでしょうか。
0:03:07	はい、中国電力のカシマで仰られる認識でこちらも載っております。以上です。
0:03:15	それでは、基礎地盤周辺斜面の安定性についての説明をお願いいたします。
0:03:22	中国電力藤間です。
0:03:24	それでは、Pd081の本編資料を用いまして、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関わるコメント回答につきまして御説明させていただきます。
0:03:35	本編資料の1ページをお願いします。
0:03:41	1ページから2ページでは、平成25年12月申請時からの主な変更内容を示しております。
0:03:48	こちらにつきましてはこれまでの審査会合にてご説明した内容から変更はありませんので説明は割愛させていただきます。
0:03:56	3ページをお願いします。
0:04:01	3ページでは、これまでの審査会合での一つちょっとよろしいですか。これまとめ会合の資料ではないので、ちゃんと斜面の安定性についての点け事項に対するコメント回答ですのでそこを説明してもらえますか。
0:04:19	承知いたしました。
0:04:20	中国電力の藤間です。3ページからコメント回答に関しまして御説明いたします。
0:04:28	3ページではこれまでの審査会合からの変更内容といたしまして、先月1月29日の審査会合からの変更点及び先行して説明を行っておりました防波壁周辺斜面の安定性評価に関します昨年2月28日の審査会合からの変更点を
0:04:46	お示しております。
0:04:49	アクション
0:04:51	傾斜だけ。
0:04:52	うん。
0:04:54	失礼いたしました。今回はNo.1の検査が
0:04:59	傾斜に関係します内容のみご説明をさせていただきます。

0:05:07	No.1 の変更内容に関しまして貿易の基礎底面の検証を考慮しても貿易の径構造が成立することを確認しましたので御説明いたします。7 ページをお願いします。
0:05:26	7 ページでは 35 及び 38 条に関します確認内容を示しております。
0:05:32	今回、三条 1 項の表の一番下のポツにおきまして、評価基準値の目安を超えた場合は基礎底面の傾斜が施設の要求事項に影響を与えないことを確認するという文章を追加しております。
0:05:44	また三条 2 項の一番上のポツにおきましても同様に、評価基準値の目安を超えた場合は最大傾斜が施設の要求機能に影響を与えないことを確認するという文章を追加しております。
0:05:56	131 ページをお願いします。
0:06:08	131 ページでは、
0:06:10	II 地盤の安定性評価に関しまして、基礎底面の傾斜の評価方法を示しております。
0:06:16	排液の傾斜の評価基準値の目安につきましては、前回審査会合では防波壁の漏水機能確保に関する許容限界に関し、基づきまして、別途設定しておりましたが、審査ガイドの目安値であります一/二千に修正いたしました。
0:06:31	109 ページをお願いします。
0:06:42	108 ページでは防波壁の II 底面におきます傾斜の評価結果を示しております。
0:06:50	基礎底面の最大傾斜と、
0:06:52	評価基準値の目安との対比を表にお示しておりますが、
0:06:56	排液多重鋼管杭式擁壁につきましては、最大傾斜が評価基準値の目安を下回っていることを確認しました。
0:07:04	また、防波壁逆T溶液につきましては、最大傾斜が評価基準値の目安を上回っていることから、全応力解析及び有効応力解析を用いた照査を行い、
0:07:15	基礎底面の傾斜を考慮しても防波壁の構造が成立することを確認しました。
0:07:20	廃棄の構造成立性の詳細につきましては後程御説明いたします。
0:07:25	218 ページをお願いします。
0:07:35	218 ページでは、地震動による最大傾斜に地殻変動解析による最大傾斜を重ね合わせた結果を表に示しております。
0:07:45	すぐ変動解析による最大傾斜を重ね合わせた場合におきましても、
0:07:49	廃棄多重鋼管杭式を併記につきましては、最大傾斜が評価基準値の目安を下回っていることを確認しました。

0:07:57	また、防波壁逆T溶液につきましては、最大傾斜が評価基準値の目安を上回っていることから、全応力解析及び有効応力解析を用いた照査を行い、
0:08:08	基礎底面の傾斜を考慮しても、
0:08:10	駅の構造が成立することを確認しました。
0:08:14	駅の構造成立性につきましては、第 948 回の審査会合におきまして御説明済みの内容になりますが、
0:08:22	補足説明資料の 13 章に資料を抜粋しておりますので、改めて御説明させていただきます。
0:08:29	補足説明資料の 318 ページをお願いします。
0:08:33	委員長。
0:08:47	補足説明資料の 318 ページからは第 948 回の審査会合におけます資料のうち、地盤の解析に関する内容を抜粋しております。
0:08:58	319 ページをお願いします。
0:09:04	ここでは、防波壁逆血溶液の傾斜に対する性能目標と、
0:09:08	設計方針を整理しております。
0:09:12	基礎底面の傾斜につきましては、駅の要求機能を担保するため、今日の赤枠でお示しております。逆止擁壁止水目地及びグラウンドアンカーの構造成立性について確認します。
0:09:26	320 ページをお願いします。
0:09:31	320 ページから 321 ページでは、
0:09:34	防波壁の傾斜により要求機能も喪失する事象を抽出し、それに対する設計施工上の配慮につきまして表に整理しております。
0:09:45	322 ページをお願いします。
0:09:51	322 ページでは、防波壁逆T応益における要求機能を喪失する事象に対しまず設計方針を表にお示しております。
0:10:01	設置許可段階におきましては、こちらの表の設計方針による構造成立性の見込みについて確認します。
0:10:09	構造成立性の確認に当たりましては、
0:10:12	地盤の安定解析に用いました全応力解析に加え、
0:10:16	廃棄の耐震性及び耐津波性に関する構造成立性の確認に用いました有効応力解析を持ちます。
0:10:24	323 ページをお願いします。
0:10:30	こちらでは、基礎地盤の安定解析に用いました全応力解析の特徴につきまして、箇条書きで 3 点お示しております。

0:10:39	まず一つ目に、逆T応益直下の改良地盤の解析用物性値につきましては、滑り安定性に大きく寄与する強度特性の増加を見込む見込まないようするため、保守的に埋戻炉過酷作図いの。
0:10:53	解析用物性値を流用していることから、有効応力解析における構成の2分の1以下となっています。
0:10:59	二つ目として、逆T溶液と改良地盤のモデル化におきまして、両者の接点を共有させているため、改良地盤は、地震時慣性力による、逆T溶液の変形の影響を受けやすい条件となっています。
0:11:13	三つ目に、逆T応益及び
0:11:16	改良地盤の転倒等を良くする機能を有するグラウンドアンカーをモデル化していないため、逆T擁壁及び改良地盤が変形しやすい条件となっています。
0:11:26	以上のことから、貿易逆T応益基礎地盤の安定解析におけます全応力解析では、
0:11:33	基礎底面の傾斜が大きくなりやすい条件となっています。
0:11:36	324 ページをお願いします。
0:11:42	ここでは、全応力解析におきまして、基礎底面の傾斜が最大となる時刻におけます変形図及び使用力像を示しております。
0:11:52	最大傾斜発生時には約T応益及びその直下の改良地盤部は大きく変形しておりますが、その周辺の地盤には、その影響がおよんでいないことがわかります。このことから、基礎底面に生じた傾斜は約Tを駅西対応した地震時慣性力の作用による影響が大きいと考えられます。
0:12:11	325 ページをお願いします。
0:12:17	ここでは、防波壁逆Tを駅の構造成立性を確認した有効応力解析の特徴について箇条書きで3点を示しております。
0:12:26	まず一つ目に100t応益直下の改良地盤につきましては、PS検層結果を踏まえた剛性を解析用物性値として設定しています。
0:12:35	二つ目として、貿易と周辺地盤など、要素間の滑り隔離を考慮する故障につきましては、ジョイント要素でモデル化しています。
0:12:44	三つ目に、逆T領域の変形抑制機能を有するグラウンドアンカーにつきましてはモデル化はしておりませんが、グラウンドアンカーにつきましては、実態に合ったモデル化を実施し、詳細設計段階において説明いたします。
0:12:57	以上のように、その地盤の安定解析に用いました全応力解析に比べてより現実的な応答を示すモデルとなっております。
0:13:05	326 ページをお願いします。
0:13:11	ここでは、有効応力解析におきまして最大傾斜発生時の変形図及び使用力像を示しております。

0:13:19	最大傾斜発生時には約T擁壁の直下の改良地盤部及び周辺地盤に大きな変形は生じておらず、
0:13:27	防波壁逆Tを駅の基礎地盤の傾斜は全応力解析と比較して小さいことがわかります。
0:13:34	また、解析結果による考察につきまして、プラント側にて御説明いたしました内容を口頭で御説明いたします。
0:13:41	地盤の安定解析で用いた全応力解析と
0:13:45	駅の構造成立性で用いました有効応力解析の結果を比較しますと、
0:13:50	改良地盤の解析用物性値に埋戻同作刷りを流用すると、解析条件に保守性がある全応力解析の特徴により基礎底面の傾斜が大きくなっていると判断しました。
0:14:02	また、貿易基礎底面の傾斜が躯体の地震時加速度による影響が大きいと判断しました。
0:14:09	なおプラントにおきましては、詳細設計段階におきまして、現実的な応答を示す有効応力解析を用いて、
0:14:16	傾斜の影響を確認することを御説明しております。
0:14:19	317 ページをお願いします。
0:14:25	ここでは基礎底面の傾斜に対しますOA機器の構造成立性確認結果のまとめを示しております。
0:14:32	まず、基礎底面の傾斜に対しまして貿易に要求される安全機能及びOA機器の設計方針を整理しました。
0:14:40	次に、三紀宅地擁壁の逆T応益止水目地及びグラウンドアンカーが基礎底面の傾斜により損傷し、
0:14:49	要求機能を喪失する事象を抽出しました。最後に、要求機能を喪失する事象に対しまして、全応力解析を
0:15:04	規制庁クマガエです。
0:15:08	超えてますでしょうか。
0:15:11	規制庁クマガエですけども、音声飛び出たんですけども。
0:15:15	通信使うっていうのがあってますでしょうか、説明は以上となります。
0:15:18	繋がってない。
0:15:21	規制庁クマガエです声聞こえますでしょうか。
0:15:28	はい中国電力カシマです。聞こえております。以上です。
0:15:34	最後 327 ページの御説明のところから、
0:15:38	音声切れてですね画像とか模型でしてですね、ちょっと

0:15:42	超えられます。聞こえませんでしたので、再度その説明をお願いできますでしょうか。
0:15:50	中国電力のフジムラです。
0:15:51	327 ページから、この再度御説明させていただきます。
0:15:56	補足説明資料の 327 ページでは基礎底面の傾斜に対します排液の構造成立性確認結果のまとめをお示しております。
0:16:06	まず底面の傾斜に対しまして防波壁に要求される安全機能及び防波壁の設計方針を整理しました。
0:16:16	次に、合法的逆Tを駆の逆T応益止水目地及びグラウンドアンカーが底面の傾斜により損傷し、要求機能を喪失する事象を抽出しました。
0:16:28	最後に、要求機能を喪失する事象に対しまして、全応力解析及び
0:16:35	いる抗力解析を用いた照査を行いました結果を併記約T溶液の各部
0:16:41	Bは許容限界を満足すること。
0:16:51	す。
0:16:54	を徹底
0:16:56	M。
0:16:58	うん。
0:17:00	規制庁クマガエです。こちらの保育ますでしょうか。
0:17:06	ケース。
0:17:16	これ、
0:17:18	し、
0:17:20	でも、粹にしました。
0:17:23	基礎地盤及び周辺斜面の安定性、
0:17:29	規制庁クマガエです。
0:17:34	先ほどから音声が切れてしまいましたけどもいかがでしょうか。
0:17:51	でしょうか。どうぞ。
0:17:54	規制庁クマガエです。
0:17:57	327 ページのまとめの三つ目のポツのところの御説明のところですね、音声がまた切れてしまったんですけども。
0:18:05	こちらの声聞こえますでしょうか。
0:18:10	すみません。
0:18:12	中国電力のカシマです。ちょっと構造が途切れ途切れになっているのと、映像の方が棒や決定見えております。そちらのほう接続のほうのこちらの画像とか、ちゃんと見えておりますでしょうか。どうぞ。
0:18:29	規制庁クマガエです。



0:18:31	先ほどからちょっと音声はこちらのほうでも切れていてよく聞かの声が聞こえない状況になっておりました。
0:18:37	また 327 ページ、こちらの声が聞こえますでしょうか。
0:18:52	中国電力のカシマですと、この方が届いておりません。
0:18:59	どうぞ。
0:19:01	規制庁クマガエです。
0:19:04	327 ページの最後のポツの説明のところから音声が
0:19:09	途切れてしまっていました。
0:19:12	今は聞こえますでしょうか。
0:19:18	中国電力課長です。ちょっと超えた方があった時の
0:19:23	別途原理になっている状況です。
0:19:37	規制庁クマガエです。
0:19:39	いった映像だけ切って音声でやってみましょうか。
0:19:45	中国電力カシマです。了解いたしました。
0:19:52	規制庁クマガエその設計ますでしょうか。327 ページの三つ目のポツの説明から再度お願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。
0:20:07	中国電力の福島です。
0:20:09	327 ページの三つ目の矢羽から御説明させていただきます。
0:20:14	いや、
0:20:15	要求機能を喪失する事象に対しまして、全応力解析及び有効応力解析を行った。
0:20:22	有効力解析を用いた照査を行いました結果、貿易逆T溶液の各部位は許容限界を満足することから、基礎底面の傾斜を考慮しても貿易は構造整理することを確認しました。
0:20:35	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関しましては、御説明は以上となります。
0:20:45	規制庁クマガエです。
0:20:47	はい、御説明最後まで引き取ることができました。ありがとうございました。
0:20:53	いや、私のほうから、
0:20:55	幾つか確認をさせていただきます。
0:20:58	あと、
0:21:05	最初に、
0:21:07	構成のところからですけれども、
0:21:10	7 ページのところ、
0:21:12	各条項に対しての確認内容設けられて、ここでは

0:21:19	安定性のところでは評価基準値の目安を超えた場合には、
0:21:23	傾斜が設備の要求機能に影響を与えないことを確認すると。
0:21:28	要するに経営者が要求機能に影響を与えないことを確認するっていうことを確認内容と、
0:21:35	されていて、評価結果としてはですね。
0:21:51	170 ページですか。
0:21:57	のほうに記載されていて、
0:22:01	評価結果としてこの目安上回っていることから、構造成立性を確認したとあるんですけども。
0:22:10	その当初の 7 ページの説明では確認内容としては、
0:22:16	皆さん超えた場合は、要求機能に影響を与えないことを確認するとされてたんですけども、そこら辺の説明っていうのはどういうふうに整理されているのかを
0:22:25	170 ページで説明されていないかのように見えるんですが、
0:22:29	というふうに説明されているのか教えてください。
0:22:54	中国電力の関です。
0:22:56	7 ページの記載のほうがですね、修正のほうが十分でなかったかと思います。我々確認した内容としましては 170 ページに記載しておりますように、傾斜が上回っていることから、上回っている場合でも構造成立性。
0:23:11	を確認したってというのが結論でございますので、7 ページのほうも、こちら上回っている場合には、その構造成立性を確認するということで修正させていただきたいと思います。以上です。
0:23:30	規制庁クマガエです。
0:23:31	7 ページのところでは各
0:23:34	規則に基づいて内容を確認するための確認内容のほうでは、その成立性を確認するというふうにされると。
0:23:42	それで最後。
0:23:46	資料の最後のまとめのところでは 317 ページとかでまとめているのが記載されているんですけども。
0:23:51	ここでも、
0:23:53	それぞれ記載を
0:23:55	各項目について、
0:23:57	何を確認したというふうにされて、最後、
0:24:00	基準規則の 341038 条 39 条に抵抗していることを確認したってあるんですね、この文章、
0:24:05	もうこの 7 ページとは、

0:24:08	ちょっと整合していないように見えるんですけども。
0:24:13	どういうふうにその全体として御説明をされているのか教えてください。
0:24:31	東北電力の清喜です。
0:24:35	ちょっと理解がいただけなくて申し訳ありません 100317 ページの
0:24:42	につきましては、7 ページで
0:24:45	主に 7 ページの修正させていただきまして、そのことも踏まえて、
0:24:52	最後条文に適合していることを確認したというふうにとまとめたいと思っておりますので、今 7 ページの修正が自分でできていないところは修正させていただくんですが、317 ページのほうは、それを踏まえまして、
0:25:08	条文に適合したというまとめ方になっているかと認識しているんですが、すみませんちょっと認識が合っていないところ、御説明いただければと思うんですが、申し上げるわけありません。
0:25:21	規制庁クマガエです。すみませんちょっとご説明が
0:25:24	足りなくてすみませんまとめ資料基礎地盤のところでは 1 ポツ 2 ポツ 3 ぽつ 4 ポツということで、
0:25:30	各項目を示されているんですけども。
0:25:33	例えば
0:25:35	斜面安定性については、
0:25:38	斜面じゃないと、基礎地盤の
0:25:41	傾斜のところっていうのは、
0:25:44	どこで説明されてるのかっていうのは、
0:25:49	どこで成立すると、これは、
0:25:53	2 ポツで消火 3 ポツでしょうか。
0:25:58	各条文についての整理をここではされてるってことなんでしょう。
0:26:01	そうじゃなくてまた別の整理の仕方をされてるんでしょう。
0:26:07	中国電力のユリと申します。系統、7 ページと 317 ページの対応がちょっとわかりにくくなってるかと思うんですけども。
0:26:15	言われてるところは 2 ポツの基礎地盤安定性評価のほうに計算の旨についても記載しなければならないところをちょっと記載ができておりませんので、記載をするように修正したいと考えております。以上です。
0:26:41	例えば
0:26:44	基準規則ですね。
0:26:48	三条 2 項なんかはですね。
0:26:52	もともと設備は、施設は変形した場合においてもその安全機能が損なわれる恐れがない地盤に設けなければならないと。

0:26:59	いうふうにされてるんですけども。
0:27:06	例えば安全機能が損なわれる恐れがない地盤に
0:27:09	設けるということについて安全機能が云々かんぬんというのは、2 ポツだけなんですけども。
0:27:14	例えば3 ポツのところでは
0:27:17	不等沈下のところとか、記載されてますけども、
0:27:20	そこら辺についても、
0:27:22	安全機能が損なわれる恐れがないということを確認をされているのか。
0:27:27	それとも
0:27:29	3 ポツのほうにはそういったことを記載されていないんですが、2 ポツでまとめられているのか、この各条文とですねこの要求機能とそれに基づいて要求機能確認をしてるってということがですね。
0:27:39	この7 ポツのまとめの仕方のところでは条文と対応していないように、
0:27:44	な整理をされてるのかちょっと
0:27:47	記載が不足してるのか。
0:27:50	そこら辺が対応していないように見えますので、
0:27:53	どういうふうに
0:27:54	そこら辺を条文に対応させるのであれば、そういうしてもらえばいいですし、そうでないのであれば相当違う。
0:28:01	今日もですねきちんとわかるように整理をしていただければと思いますけども、その御社の考え方をちょっとそこら辺をちゃんと
0:28:08	しっかりですね、記載をしていただければと思います考え方がわかるようにしていただければと思います。
0:28:16	はい、中国電力のユリです。大変申し訳ございません。我々の考え方としては7 ページに情報に基づく確認内容がありまして、それを確認できましたという結果をなったときに記載すべきこととございますので、7 ポツのほうにですね。
0:28:32	各条文にする、対応する確認内容とその確認結果ということでまとめ丘の構成も含めて再検討したいと思います。以上です。
0:28:47	規制庁クマガエです。はい。こちらの考え方を記載していただければと思います。
0:28:52	あと、
0:28:55	続きまして今回傾斜のところですね。
0:29:01	安全機能が
0:29:03	評価基準値の目安を超える超えないとかってところの
0:29:07	評価については、

0:29:08	全部一/二千というものをういて整理されて、実際にそれが、
0:29:15	逆キヨキのところでは上回ってしまったと。
0:29:19	いうことで、さらにその内容について、
0:29:23	構造成立性確認されていると。
0:29:26	いうことなんですけども、
0:29:31	その中で全応力解析と有効応力解析でそれぞれ評価をされてるんですけども。
0:29:39	それぞれ
0:29:40	評価条件として、
0:29:42	解析用物性値だと思うんですね、別の値を使われるようなんですが、
0:29:47	そこについては、
0:29:48	どうして違う値を使おうとされているのか、そこら辺の考え方を教えてください。
0:29:59	中国電力のユリです。右肩の補足の1のですね、323ページをご参照ください。
0:30:16	323ページの説明の繰り返しになってしまって恐縮なんですけども、矢羽の一つ目のポツの一つメンテございません。こちらに解析改良地盤の解析用物性値に関する記載をしております。
0:30:31	当滑り安定性に大きく寄与するのが共同特性っていうことですので、
0:30:37	こちらを改良地盤の物性れる場合と、改良するんですけど損傷目的っていうのは、液状化の抑制でございますので。
0:30:46	改良後の物性を入れるのと、
0:30:50	もともと埋戻どう入れるのとどちらかを考えたときに、東京の特性としては、保守的になっております埋戻6探りっていう解析用物性値を入れることは滑り安全率の観点から保守的だということで、こちらの物性値を流用している次第でございます。
0:31:08	以上です。
0:31:13	規制庁クマガエです。で全応力解析についてはご指摘に戻しても使われてると。
0:31:20	いうことなんですよ。有効解析のほうについては、
0:31:24	それとまた違う数字が使われてるのはどうしてなのでしょう。
0:31:37	すいません遅くなりました中国電力の吉次と申します。有効応力解析につきましては、構造物
0:31:46	に等の評価をするということで考えております。で、当有効応力解析の場合、得策刷りのものできました液状化をしましてこの構造物そのものが成立しないという結果になっておりますのでここにつきましては改良地盤を

0:32:03	PS検層の結果を踏まえまして適切なモデルをの物性値を入れているという状況でございます。以上です。
0:32:17	規制庁クマガエです。
0:32:21	埋戻どう
0:32:23	構造成立性のところで使ってしまうと、そもそも、
0:32:27	構造物が成立しなくなってしまうので、その実態に合わせて、
0:32:31	きちんと
0:32:33	今の
0:32:34	今の時点でPS検層の結果を踏まえた剛性の値を
0:32:39	用いて、
0:32:40	評価をしていると。
0:32:42	いう現実的な応答を示すモデルを
0:32:45	御社としては考えて作成されたと。
0:32:48	ということでしょうか。
0:32:53	はい、中国電力の義輝でございますコア遺産の
0:32:57	今おっしゃられた通りでございます。以上です。
0:33:04	規制庁クマガエです。
0:33:06	そうすると、有効応力解析と
0:33:09	全応力解析を
0:33:11	直接比較すること自体も、あまり
0:33:16	何でしょうねこと自体にどういったことが、
0:33:20	その条件が違う解析条件を見比べることでどういうふうな評価が得られるんでしょうか。
0:33:31	はい、中国電力のカシマです。まず有効応力解析っての結果というのが、先ほども御説明も吉次のほうから申しあげましたように、より現実的な音では実際構造がどうなのかという観点と、あと全応力解析のこちらかなり保守的な物性での傾斜が出ておりますけど。
0:33:51	こういった保守的な条件を考えても構造が成立したという成立することを確認したというのが、
0:34:00	床の今回のですね検討の趣旨でございます。以上です。
0:34:06	規制庁クマガエです。
0:34:08	全応力解析の
0:34:10	保守的な設定をしても構造成立性は保たれているということなんでしょう。
0:34:16	そこはどっかに書いてあるでしょ。

0:34:30	すいません中国電力のカシマです遅くなって申し訳ありません。チケット結論といたしまして 327 ページのほうですね、こちらのまとめの三つ目のところですけども、
0:34:44	こちら要求機能を喪失する事象に対し、動的FEM解析括弧全応力解析及び
0:34:50	動的FEM解析有効応力解析を用いた調査、いずれでもですね、廃棄の構造が成立することを確認したというふうに記載しております。以上です。
0:35:05	規制庁クマガエですね、まとめのところでは確かにそう記載されてるんですけども。
0:35:11	各解析のところでは、どうしてこの各解析で
0:35:16	成立性すが確認できたのは成立するっていう
0:35:20	結論になるのかっていう考え方っていうのはどっか。
0:35:24	そこら辺は記載されてるんでしょう。
0:35:28	はい、中国電力のカシマです。申し訳ございませんこちら先週
0:35:34	プラント側のほうの審査会合の資料抜粋してございまして結論のみの抜粋とさせていただきますので、こちらの根拠となるデータの部分もですね、あわせて追加添付させていただきたいと思っております。以上です。
0:35:53	規制庁クマガエです。
0:35:55	じゃあ、そこら辺の考え方もですねきちんと示していただければと思います
0:36:02	日本は国連のカシマです。承知いたしました。
0:36:05	それで今もその内容、もしわかれば簡単に説明いただければと思いますけども、いかがでしょうか。
0:36:16	はい、中国電力の吉次でございます。
0:36:19	電力の場合という抗力の場合でそれぞれ三つの項目を検討しております、一つは逆Tの擁壁コンクリートの部分が壊れる壊れないというもの。
0:36:33	と、あと、
0:36:35	逆キヨキ駅の隣の躯体がぶつかってきて、経営者によってぶつかってきて壊れる壊れこういった構造物の照査をしているものが一つございます。これにつきまして電力の結果につきましても許容応力の範囲内に収まっているというのを御説明しております。
0:36:54	また二つ目といたしましては防波壁の間、
0:36:58	防波壁とこう廃棄の間には止水の目地を入れておるんですけどもこれにつきまして傾斜をしても、
0:37:05	それぞれ
0:37:07	先行炉で審査実績を有する止水目地、

0:37:11	2メーターのものなんですけれどもそれに対して十分余裕のある、変形量の中におさまっているということで揚力という抗力それぞれ確認をさせていただいております。
0:37:21	最後にこの会の逆T要否につきましてはグラウンドアンカーを設置しておるんですけれども解析上はこのグラウンドアンカーを電力も有効応力もそれぞれ見ていない状況でございますのでこのグラウンドアンカーの破損ということに対して、
0:37:37	それぞれ電力という抗力で考えられるグラウンドアンカーの引っ張り方向の変位量をタニから求める求めまして、それぞれ弾性の範囲内に収まっているということを確認しております。こちらにつきましては、
0:37:52	今回の経営者による構造成立性ということで、プラント側のほうで御説明をしております。
0:37:58	以上です。
0:38:00	規制庁の江崎です。
0:38:03	先日2月18日の審査会合で、
0:38:08	私が述べた最後の審査官側の整理の話を思い出していただければある程度踏んではくれていると思うんですが、クマガエに説明しているのはちょっとずれていて、何がずれているかという、
0:38:24	プラント側の議論の中で言うと、
0:38:28	いわゆる有効応力解析はアンカー除けば、アズイズなんですよね。
0:38:34	それに比べて全応力はかなり背滑り反転性という観点で補正を見積もっているモデルであるので。
0:38:45	いわゆる施設の安全性という観点に関しては、ある程度幅を保守的な幅を持たせた解析になっている。
0:38:55	そういうことですね、まずもう1点、私は言っているのはもともとこの構造成立性が確認できたとか、あと津波防護機能が維持できているといったことは、あくまでも
0:39:10	私の
0:39:11	回答では見通して言ってますよね。だから、
0:39:14	許可の段階ではある程度確保公認の
0:39:18	詳細の条件、
0:39:20	を踏まえているわけではないので、アルミ見通しをつけなきゃいけないので、ある程度保守的に、
0:39:27	解析条件等は幅を振らなきゃいけない、そういうことで、



0:39:32	いわゆる比較的アズイズに使いそちらの稲の条件の揚力解析、それと保守性を持たせた全力を大幅として見て、それだったとしても幅を見たとしても、
0:39:45	厳しくないよ。
0:39:47	結果見ていただくとわかるんですけど。
0:39:50	必ず必ずしも全応力が厳しいわけではなくて、躯体に関しては地震動が投下して行ってないですかという暴力は今度、
0:40:00	躯体のコンクリートの
0:40:02	応力とか的能力は多くなってないですよ。
0:40:05	だから、二つにナイトウある程度見通しはつかないと、そういう話だと思います。いかがでしょうか。
0:40:15	はい、中国電力の吉次でございます。江崎さんが今おっしゃられた通り、
0:40:20	当改良地盤のところの合成によっては上に伝わる地震力のほうが大きくなったり小さくなったりするということで今回PS検層から求めた剛性の有効応力解析のものと掘削ずりというものを
0:40:36	保守的な剛性で躯体のほうに出てきたもの、その両方を見ていることで、見通しというものが御説明できていると我々も考えております。以上です。
0:40:50	規制庁江崎です。多分ですね、プラント側のほうでもあるけれども、あぐらをみんな把握はしているんですけど、多分このスーパーフラッシュ出てきている。
0:41:00	何て言うんだろを基礎地盤面を基礎地盤の一層目ですよ。ここは多分なんかしちゃっているんで。
0:41:07	割とを合成がかなり低くなって、免震効果が表れちゃっていると、実態的には、
0:41:14	安価ですねつけてるからという構成持ってないとおかしいはずで、そうすると、
0:41:21	というコール解析のほうが近い結果を示しているよ。
0:41:27	正しい
0:41:29	出てきている応力に関してはかなり今日限界という持ってますからそこは許可の段階では目くら立てるような話ではないよ、そういうな我々のプラント側の理解です。以上です。
0:41:59	規制庁ナイトウですけども、
0:42:02	このね、補足説明資料の 304 ページ以降で中国電力が何を言いたいのかな。
0:42:09	全然わからないんだけど。
0:42:11	随分応力解析等、
0:42:14	有効応力解析の比較をしましたよってそれで何を言いたいんですか。
0:42:33	はい、中国電力の吉次でございます。
0:42:36	今回の全応力解析等有効応力解析、結果を両方載せておりますけれども、

0:42:45	現在の地盤の傾斜のほうにつきましては現応力の解析のもので載せておりますので、それに対して傾斜が出てきておりますので、防波壁の要求機能を満足するかどうかというのを確認をする必要があるというふうに考えておりました、
0:43:02	それに対しては、やはり具体にかかる実際の力ですとか変形といったところを見なきゃいけないということで、有効応力解析の結果も両方を見比べて、両方で全量全応力解析ということから、両方を見て、
0:43:20	あの要求機能を満足しているかどうかという見通しを説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。
0:43:37	規制庁なんてですけれども、説明を聞いてもよくわかんなくて、
0:43:42	全応力解析で、
0:43:44	金相見た結果として、59 分の 1 という結果がありますと、
0:43:49	それに対して、構造成立性があるのかどうなのかっていうのを確認します。
0:43:55	という話なんだけど。
0:44:01	その中で、
0:44:04	この説明がよくわからない 50 重合能力解釈 59 億のうち、有効 6446 分の 1 と全然違う結果になりますと、いう結果を出して行って、最後に構造成立性があることを確認したとなっていて、
0:44:18	これ何を言いたいんですかね。
0:44:25	すいません中国電力の箇所です。こちらはですねちょっと先ほどのクマガエ山地形的にも関係するんですけど、この間の結果のエビデンス等がですね抜けているので、このページだかの補足説明資料の 7 並びだけで見ると、
0:44:42	最後の結論に至るかっていうのはちょっとわかりづらくなっておりますので、先ほどの趣旨としましては、先ほど質問をしましたように保守的なのか、江崎さんもおっしゃられたようにですね、全応力という抗力両端業者に見て構造が成立。
0:44:59	することを確認するというのが趣旨でございますので、こちら、それぞれの結果も含めてですね、プラント側の審査会合で御説明した内容ですね、もっと負担につき添付しないとかなか
0:45:13	これを見ただけではわかりにくいかと思いますので、資料のほう追加添付させていただきたいと思います。以上です。
0:45:28	規制庁なんていうんですけど資料添付して説明しますとこの 1 回分無駄になるんだけど。
0:45:34	何を説明されたんですか、ちゃんと口頭でちゃんと説明してください。
0:45:50	はい、中国電力のカシマです。申し訳ございません。

0:45:55	こちらの資料にですねちょっとつけておりませんが先ほどの説明用地測量の方からの説明でも若干触れさせていただきましたが、それぞれの現応力解析有効応力解析業者で躯体
0:46:10	が実際に健全性が保たれているかということ自体の構造の評価とですね、構造物間のみやぎ目地のところの健全性の評価、あわせてグラウンドアンカーの健全性という大きくば津波防護施設としての施設、大きく好む3項目の
0:46:30	のし健全性を確認するということを全応力解析と有効応力解析業者で確認を行っている。
0:46:36	結果がエビデンスが足りておりませんでした。申し訳ございませんでした。
0:47:17	規制庁ナイトウですけど、よくわかんないな、何を説明したいんですかね。
0:47:24	D
0:47:25	復旧方針としてはどういう形になってるんですか。
0:47:38	構造成立性を現在の中で照査した結果交通整理するというこの見通しを得ましたっていう形ですよ。その見通しを得た上でじゃあ詳細設計でどうするって言うてるんですか。
0:47:55	はい、中国電力の吉次でございます。
0:47:58	詳細設計段階におきましても、プラント側のほうの資料には一部の地域をさせていただいておるんですが、
0:48:06	今回のあくまでもグラウンドアンカーの効果等も
0:48:11	見ていない解析での構造の見通しというものを付けておりましたので、
0:48:16	同じく逆T擁壁の経営者に伴う要求機能というものをそれぞれ解析を行いましたので確認をしようと思っております。そのときの解析につきましては、改良地盤を適切なPS検層の剛性等を使って回りの液状化も考慮ができる有効応力の方。
0:48:36	の解析を用いて詳細設計段階でまた御説明しますという方針を記載しております。以上です。
0:48:48	。
0:48:53	規制庁ナイトウですけども、じゃあ皆さんは詳細設計で地盤の物性値を見直して解析をしますというふうに約束されてるということで、そういう理解でいいですか。
0:49:09	はい、中国電力の吉次でございます。
0:49:13	今、内さんがおっしゃられた通り、地盤の物性も見直したものと、
0:49:19	あと、ちょっと今回の資料には書いていないんですけども、防波壁の縦断方向の変形というような方向の解析も行いまして、適切に評価をしていくというようなことを方針を記載させていただいております。以上です。

0:49:50	いや、ね既設ナイトウですけども、
0:49:55	基本設計方針で来地盤の傾斜が 59 分の 1 ですよと言っているんだけど、じゃあ皆さんは詳細設計で 59 分の 1 で設計する作動するんですか。
0:50:09	59 分の 1 じゃない設計ですっていうんだったらこの基本設計方針で行ってる 59 分の 1 は違いますって言うことなんだけど、どうされるんですか。
0:50:25	うん。
0:50:27	はい。
0:50:29	はい。
0:50:31	わかりました。
0:50:34	どういう
0:50:43	続きましてですね。
0:50:45	ここで全部やります。
0:51:19	違って、
0:51:21	違う。
0:51:22	一番の
0:51:23	傾斜、
0:51:25	はい。
0:51:27	いや、
0:51:32	はい。
0:51:39	設置
0:51:56	規制庁ナイトウですけど、これね、今、設置許可の段階で 59 分の 1 でスツけれどもいい構造成立性の目安めどは得られました。
0:52:12	という結論にしているようにメールだと思うけど、だとすると 59 分の 1 をずっと工認まで行っても生きるんだけれども、
0:52:21	これでいくんですか、どうするんですか。
0:52:24	59 分の 1 じゃ何というんだったらどうするんですか。
0:52:33	よくわかんないのが、
0:52:37	いや、当然応力は 59 分の 1 や厳しいほうでやってるんですわと言っているのが有効力では PS ケースを踏まえた剛性おかしく物性値と設定しているといっただけど、設定値、解析用物性値はどういう設定値なんですか、そのうち、
0:52:55	地盤としての物性値がどこにも載っていないし、
0:53:02	以上で PS 検層を踏まえて剛性を解析分設定してるのであれば、じゃあ全応力では何でそれ使わないんですかっていうところが説明もないし、
0:53:11	ほぼ、どういう考え方でどういう設計を今後やりますと言われているのかよくわからないんですけど。

0:53:29	規制庁の江崎です。今の
0:53:32	ナイトウさんの話をちょっと補足させていただくと、柏崎もう類似した低でレジで話すと、彼らのところでは 1700 分の 1、1600 分の 1 という建屋の傾斜があって、一/二千を超過していた。
0:53:48	なので、基本的には 1000 分の 1 程度保守性を持って設計しますと言った。
0:53:55	線源を許可しているんですよね。それを工認設計の中で、基本的にそれを
0:54:02	もう
0:54:03	荷重として見ている。
0:54:06	いわゆる
0:54:07	今日許可からある程度荷重を基準地震動と同じなんですよ、荷重を宣言しておいて、それでそれを詳細設計でちゃんと使うと。
0:54:19	そういう引き継ぎの方で仕方してるんですよ。それが基本的な三条のところと、
0:54:25	許可でいうと山頂のところと、
0:54:27	当然 4 条の耐震設計方針。
0:54:30	に 1 回、
0:54:33	添加して、それでそれが、
0:54:35	基本的に工認設計の図書の中の
0:54:38	申請書、いわゆる基本方針とかに反映されてくると、そういうような立て付けになっていくと思うんですよね。
0:54:45	そういったそう考えたときに、
0:54:48	ヶ所先等は違う手続きになるのかどうかということも踏まえてですね、島根はどうしようとしているのか。
0:54:57	そこが見えてきていないということだと思うんですけど最終的な整理として、
0:55:01	これがいただけますでしょうか。
0:55:07	はい、中国電力カシマです。おっしゃられる趣旨はわかりましたの基本設計で決まった条項後任の方にどういう形で引き継ぐのか、今回の傾斜の値をどのように工認設計のほうでつなげていくのかというところが、
0:55:24	今の資料だと見てとれないということだと思っております。
0:55:27	ちょっとこちらの対応につきまして、10 分
0:55:32	ちょっと少しお時間いただけますでしょうか。少々お待ちください、規制庁の江崎です。基本的に強化で、この前プラント側で見たのはあくまでも見直しを見ただけ。
0:55:43	そこで終わってるわけじゃないんですよ。だから工認で安全確認ができないと駄目なんです。

0:55:49	そういう立て付けになってきちゃうんですね、うちの規則基準からすると。
0:55:54	そこも踏まえてどうするかってちょっと考えていただく必要があると思います。以上です。
0:56:07	規制庁ナイトウですけども、もうちょっと言うかね。
0:56:10	設置許可んは、設置許可で一部をもとなんですよで設置許可、購入なんか設置許可の整合性も見るわけですよ、設置許可はこうです、後任はこうですっていうわけにはいかないんだけど、
0:56:26	これどうすんですかと、工認でどういう設計をしようとするんですかっていう設計方針が全然見えなくて、
0:56:35	これ 59 分の今の説明だと 59 分の 1 で大丈夫です。
0:56:41	と。
0:56:42	設置許可の基本設計で宣言されるんですか。
0:56:45	それを宣言されるんだったらこう詳細設計もそれずっと引っ張っていかなきゃいけないんだけど。
0:56:54	どうされるんですが中国電力という基本的な設計のベースとして考える継承幾つと考えるんですか。
0:57:18	もうちょっと言うと、この説明資料を読んで何となく送付するつもりなのかなってというのは、
0:57:24	いや、どう有効応力解析で 446 分の 1 ですと一定値に詳細設計のこれをさらに上の物性値を詰めてちゃんと設計をしますと言ってるように見えていて、じゃあじゃ設置許可で言っている 59 分の 1 ってのはどこいっちゃうのか。
0:57:42	これが位置付けがわからない。
0:57:44	これは設置許可で 59 分の 1 で鶏舎地盤の傾斜ですと言われるんであればこれはずっと残るはずなんだけど、この 59 分の 1 と 1 次異なるのか全然わからない。
0:57:57	すごい全体の中でどういうふうに整理されているのか整理してもらわないと評価できない必要なの。
0:59:11	はい、すいません、渡しました中国電力のカシマです。我々の今までの考え方としましては、基本設計段階の地盤形成出てくる保守的な条件での傾斜。
0:59:26	を考慮しても構造的に成立する見通しが立ったところを一つ今回の設置許可段階で確認したということと、今後の詳細設計段階の中では、ここを十分の 19 分の 1 っていうのを今引き継ぐような認識でおりませんでも今後、
0:59:42	より詳細な設計の中ですね、この傾斜についても、知事のパラメータスタディで確認していくというようなたてつけて考えておりましたけれども、ちょっとその辺りの認識が先ほどナイトウさんがおっしゃられたところと、

0:59:58	違うっていたというところだと思いますので、こちらについてはちょっと改めてですね、中で持ち帰って検討させていただきたいと思っております。
1:00:07	申し訳ありません。
1:00:54	規制庁ナイトウですけれども、今の説明だと59分の1は、
1:00:59	後段規制に引き継がないつつうそういう整理ってことなんですか。
1:01:10	はい中国電力のカシマです。今は今までも我々の方針としては、イタまず保守的な条件で19分に一応考えても、見通し構造成立性を見通しを立てたところまでで考えてございました。
1:01:26	以上です。
1:01:38	いや、既設のですけど、有効から59保守的な条件でも59分の1になるんだけど設計はそれで成立するんです。
1:01:49	という見通しを得たっていうことだったら、その59分後引き継ぐって言うんですけどさっきの説明だと59分の1引き継がないというような説明されたんですけど、どっちなんですか。
1:02:10	中国電力の清水です。59分の1の数字が引き継ぐかどうかというのはちょっと置いていてですね、まだ今後やろうとしていることはですね詳細設計段階においてはFEMのdu抗力解析に用いて適切な物性を詳細設計段階で、
1:02:28	入れて鶏舎なりその構造成立性というのを今後書、確認していくということですので、その中で59分の1がそれをそのまま照査に使うような数字にはなりませんので、どちらかという引き継ぐようなものではないというふうに考えております。
1:02:47	今後詳細な有効力解析で解析を実施するけど今回は保守的な条件で実施してもイズミ成立性が見通しが立ったということでちょっと書きぶりはそこまで明確になってませんが、我々考えているのは今そのようなことを考えております。以上です。
1:03:04	規制庁の江崎です。今シミズさんの説明だと、今度59分の1の許可の、
1:03:10	位置付けがすごく規約になっていて、これ申請書に掛ける数字なんですかという書けないですね。
1:03:17	漠とした数字ですって言うようなもんなんですよ。
1:03:21	シミズさんの説明では、そうすると、これを使えと許可工認で言うわけじゃないんですが、
1:03:29	その部分をですね、うまく振りつけないと。
1:03:32	説明つかないんじゃないですかね。
1:03:35	規制庁ナイトウですけどもちょっと

1:03:39	ざくつと言うと 59 分の 1 という数字はエイヤで作った数字ですっていう説明されて、いやで作った数字許可くださいと言われた我々ができるわけじゃないですか。
1:04:12	規制庁いただきです。清水さんねこれね、技術論じゃないんですよ、規制基準の適合性の観点で適合してるかっていう
1:04:21	ことなんですよ。
1:04:22	わかりますか。
1:04:25	はいちょっと頭を今切り換えているところですので少々お待ちください。
1:07:53	すみません、中国電力のカシマです。申し訳ありません今ちょっと中で議論しております。もちろん商売お待ちください。申しわけありません。
1:14:46	中国電力シミズです。よろしいでしょうかちょっとこちらですいろいろな意見があって議論がまとまってないところはあるんですけど、ちょっともうちょっとほへ皆みんな議論して考えたいと思います。仰られてることは設置許可を設置許可段階での
1:15:06	数字を詳細設計段階にどう引き継ぐのか引つかないのかということなんです。事体歌先ほど私が言いました通り 59 分の 1 というもので今後詳細設計段階で設計をこれで行くようなものではないという数字だということは我々思っております、
1:15:24	今後それは有効応力解析等で詳細にやっていると設置許可の段階でこの段階で許可をいただく段階で何を残していくかという中でですね 59 分の 1 という数字はですね経営解析結果の中の一つなのでお示しせざるを得ないと思っておりますけど。
1:15:43	今回プラント側の審査で先日の会合で実施していただきました。全応力解析有効応力解析の結果で、逆っていうのを、構造成立の見通しを得たということが御了解をいただいたと思っておりますので、
1:15:59	今回の資料の中にですね 59 分の 1 というのはちょっと目につくような形になってありますのでちょっとその議論になったのかなと思っておりますけど、別途まとめとしましてはですね 170 ページのですねえとポツの二つ目に書いてあります通り、
1:16:15	構造成立性を確認したということですね、設置許可段階でのまとめはしたいと思っております簡単に言いますと 59 分の 1 は引き継がないけども、構造成立性を見通しは確認したとこの数字につきましては今後、
1:16:31	詳細設計段階でご確認いただくという、そういう格好にしたいなというふうに思っておりますけどどうでしょうか、規制庁の江崎でそれを、6. 発に書けますか。それを見た私たちは許可すると思いませんか。以上です。



1:16:52	規制庁ナイトウですけど、これはね。ええとね、もともとは地盤の審査なんですよ、地盤の審査として、安全機能を損なうような地盤に設置してはならないという考え方があって、じゃあ安全機能を損なうか損なわないのかってことを観点でときに一/二千をクリアすれば
1:17:11	問題ないですよねって話なんだけど、一/二千を下回る
1:17:18	下回ってしまったときには、
1:17:20	会うは持ってしまった場合にはどうするのかってことについては設計の成立性があるかどうかを確認をした上でやりましょうって話で、じゃあそのときに、じゃあ
1:17:32	許可として見たときに、一/二千を上回るをクリアし目安である 2000mでチェックケースといいますかしてませんかってのが一つの暗い判断のポイントなんだけど、じゃあそのときに掲載幾つなんですかって話が出てるわけですよ。
1:17:48	で傾斜が幾つなのかっていうことに対して皆さんはね。
1:17:52	ここの 59 分の 1。
1:17:55	58 分の 1。
1:17:57	傾斜が出ますという解析結果になっているので、これについて設計成立するのかどうかという見通しを得ますって話になっていく中で、この傾斜が存在しないっていうのはあり得ないんですけど。
1:18:11	許可の許可としての中、
1:18:13	だから全体の中で、基準とか何も無い中で全体として最後に構造成立性ができてればいいですよって話であれば、一般建築の世界であれば言うてことは理解はするんだけど、地盤の傾斜として幾つなんですかっていうのを求めた上で、
1:18:30	それに基づいて設計が成立するのかわ確認しましょうっていう、段階を踏む規制の要求の中で、59 分の 1 を言うのであれば、それは生きてくるし、
1:18:42	59 分の 1 で
1:18:45	これはいわゆるやつ通じ数値だったらええやじゃない数字出してくださいよ。そうした人。
1:18:53	設置許可として、
1:18:55	我々んな基準に適合性を何に基づいて判断
1:19:00	してくださいっていう。
1:19:02	中国電力が言うんですか。
1:19:06	そこの部分を中国電力としては基準の適合性をこういう考え方で整理をしていますとそれぞれ後段設計についてもこの考え方で統一してやってきますという話でなければ、我々基準に適合してるとどれを持ってって、

1:19:22	いえるんですか、そこをちゃんと考えてもらいたいんですけど。
1:26:08	すみません、中国電力カシマです。すみません大変長く長らくお待たせしましたちょっとまだあの議論をこちらでの収束はしきってないんですが、一つの案としましては、我々この 59 分の 1 といいやといういい加減な値ではなくてはあくまで、
1:26:23	保守的な物性ということでの地盤安定解析上は適切な物性だと考えております。で、こちらで出てきたアウトプットの傾斜の 50 分の 1、59 分の 1 というものをですね、今後後段の設計、詳細設計の中で、経営者として展開するのの一つは、
1:26:40	明治とかですね、アンカーとかいったところでは変位として考慮するようなことになろうかと思しますので、そういう各施設についての影響がある要因に展開してこちら 59 分の 1 に基づく経営者の変位とかですね、伸び量この辺りを
1:26:58	後段の詳細設計の中で引き継いで、こちらも担保できるような詳細設計を進めていくというようなやり方も一つかなと思ってしておりますが、
1:27:08	そういうやり方を三つすみませんあのも考えております以上です。
1:29:41	規制庁ナイトウですけれども、えっとね、いずれにしろをこの地盤の権者として 59 分の 1 傾斜しますということを言われるのであれば、この 59 分の 1 はずっと言い切るしかなくなる。
1:29:55	どうするんですかってのはそこは、
1:29:58	中国電力して考え方よく整理をしてくださって。
1:30:02	これ、そもそもの設計がねここは本当は杭で支持させるから普通設計だったんだはずで、そこでもって計算は本当に本来は出ない設計としているはずなんだよねってそれは杭の設計が悪かったからってのちゃったってという話でもって、
1:30:20	じゃあ地盤をどうしても使った物性値は、
1:30:26	いやで海との物性値使ってますと、いう話になっちゃってて、
1:30:32	んだから、これは寝ちゃって浮き上がりが出ちゃってこんな傾斜してるんだと思うんだけど。
1:30:39	じゃあその部分については、いや、でも実際は物性値もつと漏えいと違う改良地盤の物性値でもってそんな変形しませんということを
1:30:50	もうすでに皆さん今、有効応力解析に言われているわけですね、捜査中で本当にこの物質使うんですかって話だと思えますよ。
1:33:08	中国電力の清水ですねよろしいいいでしょうか。
1:33:16	すみませんさん先ほどいろんな意見がこっちの社内的にも今あってですね、今日お示しましたページの 170 ページのところですね、ちょっと見ていただければと思うんですけど。

1:33:30	まとめの2分の2という資料ですね、ここにですね等表は上のほうについて下のほうが結論を書いております。
1:33:39	表のほうのですね下の上の方に逆T-59分の1という数字がなっておりますけどもこれを今引き続くかどうかというところが議論になってるのかなと思いますけど、一つのやり方としてですねこの表をあくまでも結果を一覧に書いてるだけであって
1:33:56	先ほど私も言いました通り、下の四角の中にですね、ここ今回の設置許可段階での考え方簡単に言いますと防波壁の傾斜を考慮しても防波壁の構造成立性を確認ができたということをですね。
1:34:11	丁寧に書かせていただいてですね、設置許可段階でご確認いただくというのは難しいでしょうか。
1:34:24	貴重なのですが、だから経営者は幾つなんですかと設置許可としての
1:34:31	地盤の審査として検討として見たときに、地盤の傾斜としては幾ら出ますという結果になるんですか。それに対して安全性を担保するように設計しますですよ。
1:34:43	地盤の傾斜幾つなんですかってところ決めてください。
1:34:55	中国電力の堤です。その方向も議論しておりますので、ちょっと今ここですぐにですねお答えで聞ける多分結論にはならないと思いますので、またそこら辺り先ほどナイトウさんがおっしゃられた通りですね中国電力として、
1:35:10	今回のこの設置許可段階時基礎地盤の傾斜をどのように考えるかまたそれをどのように設置許可段階合わせ今後の詳細設計段階に引き継ぐのかというあたりのですね考え方の解析のその地場今回、
1:35:27	問題となっております森土木部の部分の評価も含めてですね、ちょっと考えてまた資料をお示ししたいと思います。以上です。
1:36:00	規制庁クマガエです。
1:36:01	いろいろこれからまだ議論されていて検討されるということなんですが、
1:36:06	どれぐらいをめぐりに検討求められようとされているのかと、そこら辺のことも、
1:36:11	今どう考えてらっしゃるんでしょうか。
1:36:27	すみません、中国電力カシマです。本日中にはあの中で方針を決めてですね資料化をさせていただきたいと思っております。早急に今週中にはですね、先に私イメージできるようにまとめていきたいと思っております。以上です。
1:36:57	規制庁クマガエです。
1:36:58	ヤマダそこらへんの方がですね、固まりましたらまたご連絡いただければと思います。
1:37:05	記憶電力所です。承知いたしました。

1:38:34	規制庁クマガエです。
1:38:36	はい。
1:38:36	では先ほども言いました通りですね、内容固まりましたらまたご連絡いただければと思います。
1:38:45	今いろいろと内容確認させていただきましたので、
1:38:48	ほかになれば、中国電力からほかに何かなければですね、これで左の方、今日は終了させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
1:39:00	はい。中国のカシマです。こちらから特にございません。以上です。
1:39:06	成長クマガエです。
1:39:07	それではこれをもちまして、島根原子力発電所 2 号炉耐震重要施設及び調整中大事故等対処施設の損傷及び周辺斜面安定性のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。